

福祉だより ⑤ (在宅重度障害者福祉手当)

在宅重度障害者福祉手当

ねたきり老人、痴呆性老人、精神薄弱者、ねたきり身体障害者、またはその家族が障害ゆえに生ずる負担を軽減するために支給するものです。

手当を受けられる人

●ねたきり老人

在宅で6カ月以上ねたきりで、日常生活のほとんど人手を必要とする65才以上の方。

●痴呆性老人

在宅で痴呆症状により日常生活を営むのに、常時介護を必要とする状態が、6ヶ月以上続いている65才以上の方。

●精神薄弱者

在宅で療育手帳の程度がA及びA2と判定された者、及び障害者相談センターで重度と判定された20才以上の方。

●ねたきり身体障害者

在宅で6カ月以上ねたきりで、日常生活に人手を必要とする20才以上65才未満の方。



手当の額

被介護者1人について

月額 11,550円 (元年現在)

支給月は、8月、12月、4月の年3回支給されます。

申請の手続き

申請書等必要な書類は、住民福祉課福祉係にあります。

▶問い合わせ 役場住民福祉係

内線154

福祉豆辞典

からだに重い障害があり、常時介護を必要とする満18才以上の方を、入所させて、治療及び養療を行う施設です。

所在地

●鶴舞荘

市原市鶴舞547

☎043688-2288

●ベデスダホーム 頌栄寮

長生郡長生村金田2133

☎04753 ② 2587

●光洋苑

山武郡成東町木戸848

☎04758 ④ 2121

●嶺岡園

鴨川市太海上平松630-4

☎04709 ② 9711

●誠光園

船橋市小野田町769-18

☎0474 ⑦ 6636

身体障害者療護施設